

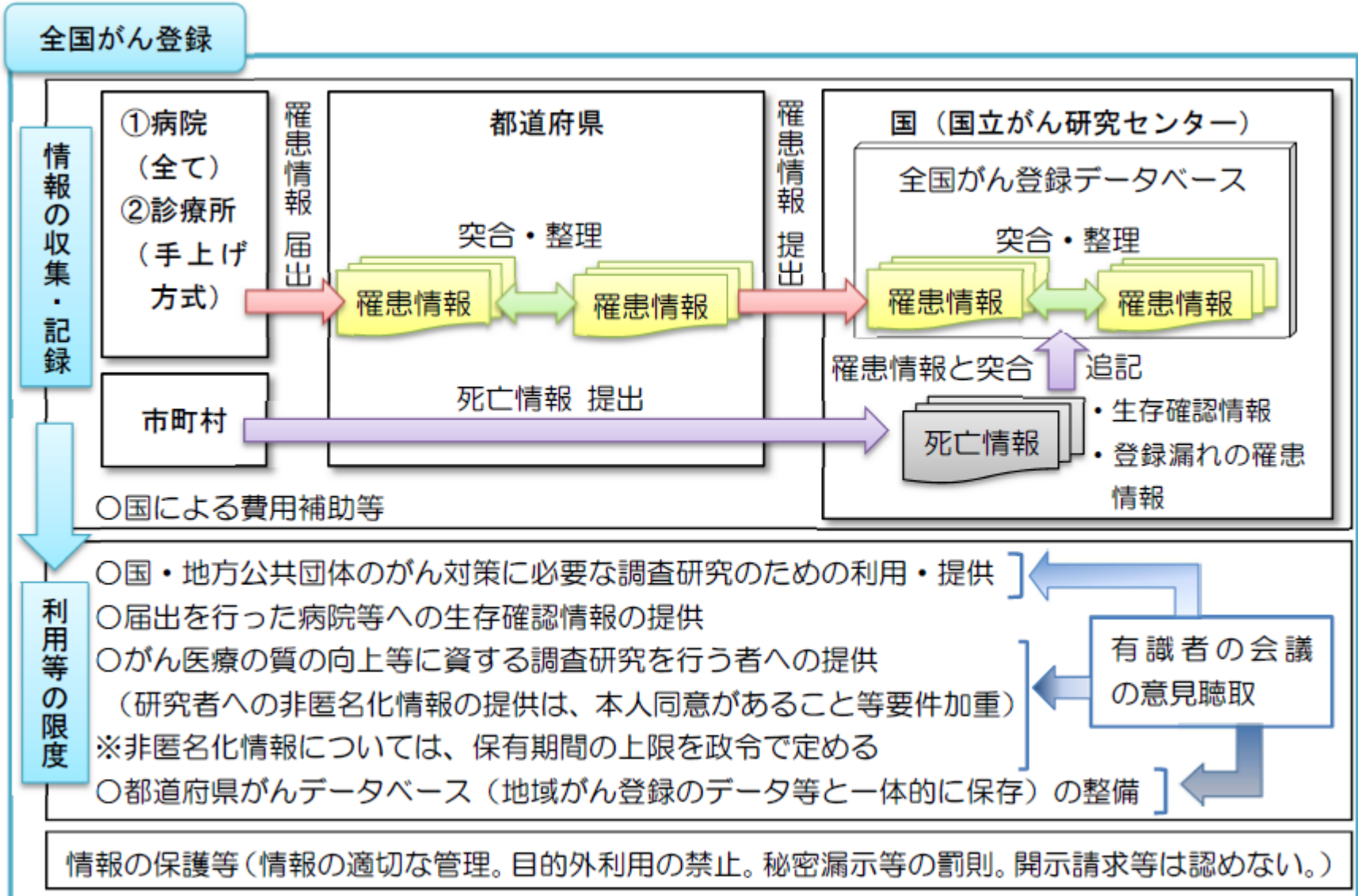
がん登録推進法の概要 1

- 「全国がん登録」：国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

基本理念

- 1 全国がん登録：広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録：全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

がん登録推進法の概要 2



がん登録推進法の概要 3

院内がん登録等の推進

院内がん登録の推進、国によるがん治療情報の収集等のための体制整備

人材の育成

全国がん登録等の事務に従事する人材確保等のための必要な研修等

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等
⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関
⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者
⇒がん医療の質の向上等に貢献



**国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、
がん対策を科学的知見に基づき実施**

診療所の指定（法第六条第二項関係）

省令案

診療所の指定は、診療所の開設者による手挙げ方式により実施することとする



指定されたい診療所の開設者が、

- ・届出を開始しようとする年の前年の締切日までに
- ・当該診療所の所在地の都道府県知事に申請することとする予定

○診療所からの指定申請について

- ・指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、申請書を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出

○指定について

- ・指定は各年1月1日付けでまとめて行い、年途中には指定を行わない
- ・指定は、各年1月1日付けで指定した旨を通知する

○指定期間について

- ・指定期間の制限はなし
- ・指定された診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する

○指定日と届出義務の発生する対象の関係について

- ・指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする

○指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

- ・指定を受けていない診療所からの届出は受理しない
- ・指定を受けていない診療所は、遡り調査の対象としない

医療機関の役割

医療機関の役割

全国がん登録への届出(第6条)

→所在地の都道府県へ届出

病院又は次項の規定により指定された診療所(①)(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、**厚生労働省令で定める期間内に(②)**、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を**当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**



①病院は全て、診療所は手上げして、都道府県知事に指定された診療所

②当該がんの自施設診断日として定める日の翌年末まで

例)診断日が2016年1月10日 届出期限 2017年12月31日

2016年12月28日 届出期限 2017年12月31日 とする予定

地域がん登録の標準登録票項目とほぼ同じになる予定

病院等への提供（法第二十条関係）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。



届出をした医療機関には生存確認情報及び附属情報を提供

届出がなされなかった場合（法第七条関係）

都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。